(別添)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について(平成 10 年 3 月 3 日 障精第 16 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

	(変更点は下線部)
改 正 後	現行
障 精 第 1 6 号	障精第16号
平成10年3月3日	平成10年3月3日
一部改正 障精発第0929003号	
平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号	平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号
平成18年12月22F	
一部改正 障精発第0526002号	
平成20年5月26日	平成20年5月26日
一部改正 障精発0329第12月	
平成25年3月29日	平成25年3月29日
<u>一部改正 障精発0314第1号</u>	
平成26年3月14日	
都道府県	都道府県
各精神保健福祉主管部(局)長殿	各精神保健福祉主管部(局)長殿
指定都市	指定都市
原化火土医安原除实现健殖机如蜂油促健症机部長	原化火土医宫草磨宝促烧短机如蜂油促烧短礼部里
厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長	厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長
精神科病院に対する指導監督等の徹底について	精神科病院に対する指導監督等の徹底について
(略)	(略)
l 記	記
	記
1 実地指導の指導項目について	1 実地指導の指導項目について
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)
(4) 精神保健指定医について	(4) 精神保健指定医について
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。
号。以下「法」という。)第29条第1項、第29条の2第1項、第33) 第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは <u>第2項</u>
条第1項若しくは <u>第3項</u> 、 <u>第33条の7</u> 第1項又は第34条の規定により精神障害者を入院させている精神科病院の管理者(以下「病院管	、 <u>第33条の4</u> 第1項又は第34条の規定により精神障害者を入院させている精神科病院の管理者(以下「病院管理者」という。)は、そ
ソ相手呼音句を八匹では、いる相性性病院の手上句(以下「病院官	CV:3/相性付別匹グ目生在(以下「内阮目生在」 CV:7。)は、て

理者」という。)は、その精神科病院に常時勤務する精神保健指定 医を置いているか。

- (5) (6) (略)
- (7) 医療保護入院について
- ア 入院時の診察は精神保健指定医が行っているか。

また、その診察結果は、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために法第20条の規定による入院が行われる状態にないとされているか。

- <u>イ</u> 市町村長同意の場合には、市町村長が<u>同意後面会し</u>患者の状況 を把握しているか確認しているか。
- ウ 法第33条の規定による入院があった場合には、病院管理者は同条第7項の規定による報告書を10日以内に都道府県知事又は指定都市市長あて届け出をしているか。また、平成26年4月1日以降の医療保護入院者については、その際に入院診療計画書を添付しているか。入院診療計画書に記載された医療保護入院による推定される入院期間が理由なく1年以上とされていないか。
- 工 退院後生活環境相談員が7日以内に選任され、選任後、医療保護入院者及びその家族等に説明が行われているか。また、ポスターの掲示等の方法により、退院促進の措置の周知が図られているか。
- <u>オ</u> 退院後生活環境相談員が必要に応じて適切に相談を行っているか。
- カ 平成26年4月1日以降に入院した入院期間1年未満の医療保護 入院者について、適切に医療保護入院者退院支援委員会を開催し ているか。
- <u>き</u> 医療保護入院者の定期病状報告は、精神保健指定医の診察をも とに報告がなされているか。<u>また、1年以上入院を継続する具体</u> 的な理由の記載があるか。退院に向けた取組は個別の患者ごとに 検討されているか。
- <u>ク</u> <u>医療保護入院者</u>が退院した場合に、10日以内にその旨を都道府 県知事又は指定都市市長あて届け出ているか。
- <u>ケ</u> 家族等の同意書がなく、医療保護入院させているようなことはないか。

の精神科病院に常時勤務する精神保健指定医を置いているか。

- (5) (6) (略)
- (7) 医療保護入院について
- ア 入院時の診察は精神保健指定医が行っているか。

また、その診察結果は、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないとされているか。

- イ 保護者は、法第20条に定める保護者であるか。また、病院管理 者は、保護者であることが入院の事情等から疑わしいと思われる とき又は保護者たり得る者が数人あるときは、法第20条に定める 順位に沿った者であるか確認しているか。
- ウ 扶養義務者の同意のみによって、4週間以上の入院をさせてい ないか。
- <u>工</u> 市町村長同意の場合には、市町村長が<u>保護すべき</u>患者の状況を 把握しているか確認しているか。
- <u>オ</u> 法第33条の規定による入院があった場合には、病院管理者は同 条第7項の規定による報告書を10日以内に都道府県知事又は指定 都市市長あて届け出をしているか。

- <u>カ</u> <u>医療保護入院患者</u>の定期病状報告は、精神保健指定医の診察を もとに報告がなされているか。
- <u>キ</u> 医療保護入院患者が退院した場合に、10日以内にその旨を都道 府県知事又は指定都市市長あて届け出ているか。
- <u>ク</u> <u>保護者</u>の同意書がなく、医療保護入院させているようなことはないか。

(8)~(10)(略)

(11) 入院患者の通信面会について

ア~エ (略)

オ 電話・面接制限を行った場合、その事実及び理由を診療録に記載するとともに患者及び<u>患者の希望する家族等その他の関係者</u>に知らせているか。

カ~ケ (略)

 $(12) \sim (14)$ (略)

(15) 入院患者等のその他の処遇について

ア~オ (略)

カ 預り金は、原則として個人毎に口座を設けて管理し、収支状況 についても個人毎に整理、把握され、患者本人、<u>家族</u>等から要請 があった場合には、速やかに提示できるようにしてあるか。

キ~サ (略)

(16) (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 入院患者の通信面会について

ア~エ (略)

オ 電話・面接制限を行った場合、その事実及び理由を診療録に記載するとともに患者及び保護者に知らせているか。

カ~ケ (略)

 $(12) \sim (14)$ (略)

(15) 入院患者等のその他の処遇について

ア~オ (略)

カ 預り金は、原則として個人毎に口座を設けて管理し、収支状況 についても個人毎に整理、把握され、患者本人、<u>保護者</u>等から要 請があった場合には、速やかに提示できるようにしてあるか。 キ〜サ (略)

(16) (略)